

朝霞市ソフトボール協会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 1. 本会は、朝霞市体育協会朝霞市ソフトボール協会と称する。

第2条 1. 本会の事務局は、会長指定の場所に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 1. 本会は、正しいソフトボールを住民に普及し、もって会員相互の健康増進と親睦をはかり、社会体育の振興に寄与することを目的とする。

第4条 1. 本会は、上記の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種ソフトボール大会の開催
- (2) ソフトボールに関する研究、講習会の開催
- (3) その他目的達成に必要な事業

第5条 1. 本会は、第4条の事業を遂行するために必要な専門委員会を設けることができる。

第3章 登録

第6条 1. 本会への登録は、市内在住または在勤（通学）者で、15歳以上（当該年度4月1日現在）の者をもって構成する。
ただし、高等学校チーム（高体連所属）に選手登録をしている者は除く。

2. 本会への登録チームは、全員スポーツ傷害保険に加入する。

第4章 役員

第7条 1. 本会には、次の役員を置く。

会長1名 副会長2名 理事長1名 副理事長3名
会計2名 理事 登録チームより1名
評議員 登録チームより1名 監事2名

第8条 1. 会長及び副会長は、理事会で推薦し総会において承認される。

2. 会長は、本会を代表し会務を総理する。

3. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。

4. 理事及び評議員は、各チームより1名ずつ選出される。

ただし、理事及び評議員が会議に出席出来ないときは各々代理人を立てる事ができる。

5. 会長は、理事会の議を経て理事を委嘱することができる。

第9条 1. 理事長及び副理事長は、理事会で推薦し総会において承認さ

れる。

2. 理事長は、会長の指示及び協議により協会の業務を遂行する。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。

- 第10条
1. 会計は、理事会で推薦し総会において承認される。
 2. 会計は本会の経理を司る。

- 第11条
1. 監事は、理事会で推薦し総会において承認される。
 2. 監事は、会計を監査する。

- 第12条
1. 本会に、名誉会長、顧問を置くことができる。

- 第13条
1. 役員の任期は2年とする。

第5章 会議

- 第14条
1. 会議は、総会、理事会及び役員会とする。
 2. 総会は、評議員をもって構成し、定期総会及び臨時総会とする。
 3. 総会の議長は、総会出席評議員及び理事の中から選出する。
 4. 理事会、役員会は、会長が召集し、理事長はその議長となる。
 5. 役員会の構成は、会長、副会長、理事長、副理事長、会計及び各専門委員会の正副委員長とする。
 6. 定期総会は、毎年2月又は3月に、臨時総会は会長が必要と認めたととき、又は理事の2分の1以上の要求があったとき開催することができる。
 7. 会長、理事長は、全ての会議に出席し発言できる。

- 第15条
1. 総会における承認及び議決事項は、つぎのとおりとする。
 - (1) 前年度の事業及び決算の承認
 - (2) 新年度の事業計画及び予算の承認
 - (3) 役員の承認
 - (4) 規約の改廃
 - (5) その他必要な事項

- 第16条
1. 会議は、構成員の2分の1以上が出席しなければこれを開くことができない。

- 第17条
1. 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 会計

- 第18条
1. 本会の経費は、入会金、会費、補助金、その他の収入でまかなう。

- 第19条
1. 本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第20条 1. 登録チームは、各年度において理事会で決定された額の会費を納入する。

第21条 1. 本会に納入された会費は、いかなる理由があるとも返還しない。

第7章 加盟及び脱会

第22条 1. 本会員となるチームは、本会の定める登録申請書に、会費を添えて申し込む。

第23条 1. 本会に登録したチームは、本会以外に、またその構成員は、一つのチーム以外に加入できない。ただし、本会で認定した実年（50歳以上）及びシニア（59歳以上）チームの構成員及び市協会以外が開催する大会に参加する本会認定チームはこの限りではない。

2. 本会登録後の年度内のチーム間の移籍はできない。ただし、協会が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

第24条 1. 登録チームは、つぎの各号いずれかに該当するときは、その資格を失う。

(1) 第6条に定める条件を具備しないとき

(2) 自ら脱会の意志を表明したとき

(3) 除名の処置をとられたとき

第25条 1. 本会に登録したチーム及びその構成員が会則に違反したときは、理事会において除名または大会への出場停止等の処分をすることができる。

第8章 慶弔規定

第26条 1. 本会としては、慶事は行わない。

2. 弔意は、本会に登録されている会員、及び会員の配偶者が死亡した場合。

3. 見舞いは、本会に登録されている会員が、本会の主催、主管する行事中、及び往復路、要務遂行中に傷害を受けた場合。

4. 前各号に規定する他、特に会長が必要と認めた場合。

第9章 委任

第27条 1. この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会で決定する。

附則 本規約は、平成4年4月26日より施行する。

附則（最終改正）本規約は、平成25年2月17日より施行する。

専門委員会規定

- 第1条 1. 本会規約第5条の規定により専門委員会を置く。
- 第2条 1. 各委員会には、次の役員を置く。
委員長1名 副委員長2名～3名 委員若干名
2. 正副委員長は、理事会において選出し会長が委嘱する。
3. 委員は、委員長が委嘱する。
4. 役員の任期は、2年とする。
- 第3条 1. この規定は、理事会にて改定することができる。

附則 本規定は、平成8年3月24日に一部改正し施行する。

附則（最終改正）本規定は、平成12年3月19日に一部改正し施行する。

専門委員会細則

1. 専門委員会の業務は、次のとおりとする。

総務委員会

- ・各会議、行事等の開催通知（各委員会との連携）
- ・各会議の庶務（受付け、書類等配付）
- ・予算書、決算書の調整（会計との連携）
- ・理事会、総会の議案の調整及び会議録の作成

競技企画委員会

- ・各種大会の開催要綱の作成（代表者会議案件）
- ・各種大会の組合せ作成（代表者会議案件）
- ・各種大会及び協会事業計画・事業報告の作成
- ・日程変更に伴う再計画（変更計画書）作成・通知

競技運営委員会

- ・大会用具の管理、貸出しと適性保管
- ・大会当日の実施の可否の決定
- ・グラウンドの整備
- ・コート造り指導
- ・県協会との調整

女子委員会

- ・女子チームの要望、意見等をまとめ、協会運営に反映させる

審判委員会

- ・各大会の審判員派遣計画の作成、連絡通知
- ・毎年の審判員登録事務と県協会との調整

- ・審判講習会の実施
- ・県大会等の連絡調整

記録委員会

- ・各大会の記録員派遣計画の作成、連絡通知
- ・毎年の記録員登録事務と県協会との調整
- ・記録講習会の実施
- ・県大会等の連絡調整

広報委員会

- ・広報に関する事項及び協会関係資料の保管
- ・各種大会の競技記録の整理と保管に関する事項

事務局

- ・会長、副会長、理事長は、市内外の連絡会議等への参加、調整を行う
- ・市体育協会との調整、報告書の作成
- ・県協会との調整（県登録チーム受付け、県指導員登録の更新、報告）
- ・各コートの変更確認とキャンセルの連絡

附則 本規定は、平成22年2月21日に一部改正し施行する。

内部規定

1. 協会予算に計上した、事業費の派遣費に該当する大会は、県協会公認の関東大会以上に出場したチームとし、派遣費として次に定める額を支給する。

- ・ 1大会 1チーム 20,000円

附則 本規定は、平成15年2月23日以降の大会派遣から適用する。

2. 協会予算に計上した運営費の交通費は次の通り定める。
 - ・ 県会議等への出席のための交通費は、一律1,500円とする。（但し、近隣三市の場合は支給しない。）
3. 懇親会費について、協会の負担は次の通り定める。
 - ・ 県、県南支部総会などの、会議に伴って行われる懇親会費については、全額協会負担とする。
 - ・ 県、県南支部、体協、その他の新年会、暑気払い、納会などの、懇親会のみのお会費については、50%協会負担とする。

附則 本規定は、平成17年2月20日に一部改正し施行する。